

別表十六（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人の鉱業用減価償却資産につき旧生産高比例法又は生産高比例法により当該鉱業用減価償却資産の償却限度額等の計算を行う場合に記載します。この場合において、措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受けるときは、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載して添付します。

なお、この記載要領において、「圧縮記帳の適用を受ける場合」、「不足額調整割合」、「帳簿記載等差額」、「期末評価換え等」、「期中評価換え等」及び「評価換え等」とは、別表十六(一)の記載要領11(4)に定める「圧縮記帳の適用を受ける場合」及び「不足額調整割合」、同表の記載要領13に定める「帳簿記載等差額」並びに同表の記載要領14に定める「期末評価換え等」、「期中評価換え等」及び「評価換え等」をいいます。
- 2 「種類1」、「構造2」及び「細目3」の各欄は、鉱業用減価償却資産の耐用年数省令別表第一から別表第三まで及び別表第五に定める種類、構造及び細目に従って記載します。
- 3 「事業の用に供した年月5」の欄は、当該事業年度の中途において事業の用に供した年月を記載します。
- 4 当該事業年度以前の各事業年度において令第57条第1項《耐用年数の短縮》の承認を受けた減価償却資産（平成23年4月1日以後に開始する事業年度において平成23年6月改正令の施行の日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。）については、その承認を受けた日の属する事業年度の別表十六(三)「8」の金額から同表「15」の金額を控除した金額を「差引取得価額8」の欄の上段に内書として記載します。この場合において、「旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額23」及び「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額27」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「8」から控除して計算します。
- 5 「差引取得価額×5%22」の欄は、有形減価償却資産についてのみ記載します。
- 6 「算出償却額25」の欄は、「合計15」の金額から「当期算出鉱量20」の金額に「鉱量1トン当たり償却金額24」の金額を乗じて計算した金額を控除した金額が「差引取得価額×5%22」の金額を超える場合には「又は((15)－(22))」を消し、その他の場合には「((20)×(24))又は」を消します。
- 7 「算出償却額26」の欄の記載については、次のとおりです。
 - (1) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。
 - (2) その金額が「合計15」の金額から1円を控除した金額を超えることとなる場合には、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載します。
- 8 「算出償却額29」の欄は、その金額が「合計15」の金額から1円を控除した金額を超えることとなる場合には、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載します。
- 9 「当期分の償却限度額」の各欄の記載については、次のとおりです。
 - (1) 「租税特別措置法適用条項31」の欄は、措置法又は震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、その特別償却又は割増償却の割合を記載します。なお、震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合にあっては、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載します。
 - (2) 「特別償却限度額32」の欄の外書には、措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の規定の適用を受ける場合にその金額を記載します。
 - (3) 「特別償却限度額32」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の各欄は、当該各欄の合計額(4)の規定により「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の欄に内書きすることとなる金額

がある場合には、当該金額を控除した金額)が「合計15」の金額から「算出償却額29」の金額及び1円を控除した金額を超えることとなる場合には、当該合計額からそのを超えることとなる部分の金額を控除した金額を当該各欄に記載する金額の合計額の限度として記載します。

- (4) 当該事業年度において「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の同欄の金額の基因となる措置法第52条の2第2項(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度又は同条第5項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日(同項に規定する適格合併等の日をいいます。)の属する事業年度の別表十六(三)「32」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合において、「合計34」及び「翌期に繰り越すべき特別償却不足額42」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「33」から控除して計算します。

- 10 令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)の規定の適用を受ける場合の同条に規定する合計した金額を記載した書類には、「2」から「5」まで、「9」から「11」まで、「13」、「14」、「16」から「19」まで、「21」、「22」、「24」、「28」、「45」及び「46」の各欄の記載は要しません。

- 11 法第31条第5項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する減価償却資産に該当

する鉱業用減価償却資産に帳簿記載等差額がある場合は、当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額38」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「39」から「41」までの各欄の記載に当たっては、「38」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算します。

- 12 当該事業年度前の各事業年度において期末評価換え等が行われた鉱業用減価償却資産又は当該事業年度以前の各事業年度において期中評価換え等が行われた鉱業用減価償却資産についての記載は、次のようになります。

- (1) 評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額6」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「差引取得価額8」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を「6」に含めて計算します。

- (2) 「同上の期間内における採掘予定数量18」、「経済的採掘可能数量19」、「旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額23」及び「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額27」の各欄は、それぞれ「同上の期間内における採掘予定数量(評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間(当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間)内における採掘数量を控除した数量)18」、「経済的採掘可能数量(評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間(当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間)内における採掘数量を控除した数量)19」、「旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額(評価換え等の直後の帳簿価額)－(21)23」及び「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額(評価換え等の直後の帳簿価額)27」として記載します。